

**「みちのく潮風トレイルを活用したバスツアー事業実施業務」企画提案に係る
質問への回答**

1 旅行商品の造成及び催行に関すること

No	質問事項	回答
1	【仕様書 6 (1) イ (ハ)】 「イベントの参加者数は各回最大 20 人とし、最少催行人数は 10 人とすること」とあるが、ツアーにて使用する貸切バスのサイズ（大型、中型、小型）に指定はありますか。	貸し切りバスのサイズの指定はありません。 但し、参加者が快適に過ごせるよう、バスのサイズ選定について御配慮願います。
2	【仕様書 6 (1) ロ】 コース C の実施時期について、「三連休を除く金曜日・土曜日又は日曜日・月曜日」とあるが、一泊二日のツアーの出発日が金曜日又は日曜日という解釈でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
3	【仕様書 6 (1) ニ (ニ)】 「参加者が当圏域に再度訪問するきっかけとなるように、当圏域の地場産品や体験チケットなどのお土産を配布すること」とあるが、次回訪問時に有効な産品やチケットを配布するという意味ですか。	当圏域の魅力的な地場産品のほか、次回訪問時に利用できる体験チケット等、参加者の皆様が再度当圏域を訪れていただけるきっかけとなるようなお土産の配布を想定しています。 内容については特に指定していませんので、6 (1) イ (ニ) の金額を踏まえながら、本趣旨に沿ったお土産について企画提案書にて提案願います。
4	【仕様書 6 (1) ヘ (ホ)】 「(二) の規定に基づき中止する場合は前日午後 3 時まで判断し、参加者及び立ち寄り先に連絡すること。その後の対応については、発注者と協議の上 決定すること。」とあるが、その後の対応というのは、日を改めての再設定、再募集があり得るのか。また、その場合の 再設定、再募集に係る費用については 委託費の増額 がある	本項目における「その後の対応」とは、催行中止に伴う対応を指し、具体的には立ち寄り先へのキャンセル手続きや参加者への返金等を想定しています。 御質問の再募集についてですが、原則として「中止」であるため再募集は想定していません。 そのため、中止になった場合は、中止により不要になった経費を精査のうえ、6 (4) ホの規定に基づき委託費を減額する場合は

	のでしょうか。	あります。 但し、中止時点の状況等を加味し、再募集を行った方が参加者・受注者にとって有意な場合もありますので、その場合は7(8)の「本仕様に記載のない事案の発生」と位置づけ別途協議を行う場合があります。 なお、委託料については、企画提案募集要領第2第5項の委託上限額より増額することはできません。
--	----------------	---

2 その他の項目に関すること

1	企画提案書とともに提出する「概算見積書」に関して コース ABC 毎に明細を分けて計上が必要でしょうか。また、それぞれのコースについては、バス代、食事代、体験代などを分けることなく、「募集型企画 旅行契約」を前提とした 御見積金額（一人当たり〇〇円）の提示でもよろしいでしょうか。	コースごとにその経費内訳がわかるように作成願います。
---	---	-----------------------------------